

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第41号

答申番号：令和3年度答申第39号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

鉄筋コンクリート造りのホテル及び旅館用建物の経過年数が42年の場合、経年減点補正率を「0.2533」とすることは、積雪寒冷地補正がされていないなどの理由により適正ではないところ、請求人が取得した家屋（以下「本件家屋」という。）の課税標準とされた価格は、経年減点補正率が「0.2533」で算定されているなどから、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、地方税法（以下「法」という。）第73条の21第1項本文の規定に基づき、当該登録価格により不動産取得税の課税標準額を決定するものとされているところ、本件家屋は固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されているため、固定資産課税台帳に登録された本件家屋の固定資産の価格により本件家屋に係る不動産取得税の課税標準額を決定した原処分（不動産取得税の賦課処分）は、適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件家屋の課税標準とされた価格は適正な価格とは認められない旨を主張するが、原処分は、適正に算定された本件家屋に係る不動産取得税の課税標準額により、納付すべき税額を決定したものと認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年3月3日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課することとされており（法第73条の2第1項）、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産にあつては、当該価格によるものとされている（法第73条の21第1項本文）。また、総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）を定め、これを告示しなければならないとされている（法第388条第1項）。

そこで本件についてみると、本件家屋は、固定資産課税台帳に登録価格があり、処分庁は、当該登録価格を課税標準となるべき価格として原処分を行ったことが認められる。この点、請求人は、本件家屋の課税標準とされた価格は経年減点補正率が「0.2533」で算定されているが、当該補正率は適正ではないなどと主張する。しかし、固定資産評価基準（第2章の別表第13の5）によると、「ホテル及び旅館用建物」における「鉄骨鉄筋コンクリート造鉄筋コンクリート造」の経過年数が42年の際の経年減価補正率は「0.2533」とされているのであり、この点に特段不合理な点を認めることはできないから、その主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子